

# 芦屋市山手町戸建て(または集合住宅) ○○工事に関する協定書

芦屋市山手町町内会(以下「甲」という。)と、XXXXXXX (以下「乙」という。)とは、乙が芦屋市山手町 XX番地において建設する戸建て/集合住宅○○工事(以下「本工事」という。)に関し、下記の通り合意し協定書を締結する。

## 第1条 本工事の概要

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 計画名称  | XXXXXXXX○工         |
| 計画地   | 芦屋市山手町XX番地         |
| 構造・規模 | 木造/鉄筋コンクリート造 地上XX階 |
| 用途    | 戸建て/集合住宅           |

## 第2条 工期・作業時間・休日について

- 本工事の工期は、XXXX年x月からXXXX年x月を予定する。ただし、工事の都合により変更が生じた場合、乙は甲に報告し、甲の同意を得るものとする。
- 本工事の作業時間は原則として次の通りとする。  
(月～金曜日)  
8時30分～ 9時00分 作業の準備、等  
9時00分～17時30分 作業  
17時30分～18時00分 後片付け  
(土曜日)  
8時30分～ 9時00分 作業の準備、等  
9時00分～17時00分 作業  
17時00分～17時30分 後片付け
- ただし、乙は上記時間内に作業を終了するよう工事計画をし、止むを得ない事情(コンクリート打設工事のように作業が途中で中断出来ない場合等)がある時に限り、あらかじめ甲に通知の上、時間を延長することができる。但し、この場合は、重機の使用、振動、騒音を伴う作業を除く作業に限定する。
- 資材及び重機の搬入は、8時30分以降に行う。
- 準備作業・後片付け及び室内における軽作業等については、甲および住民に迷惑がかからない範囲で時間を超えることがある。ただし、この場合、軽作業とは振動、騒音を伴わない作業に限定する。また時間を超える場合、平日は20時まで、土曜日は19時までを限度とする。
- 作業の休日は、日曜日・祝祭日とする。
- 長期休暇の予定  
◎ゴールデンウィーク 4/XX・4/xx・5/xx・5/xx・5/xx  
◎夏期休暇 8/X)～8/XX  
◎年末年始 12/XX～1/XX
- 作業工程については、週間工程を工事現場に掲示し通知する。

### 第3条 関連法令の遵守

1. 乙は建築基準法、労働安全衛生規則、芦屋市住みよいまちづくり条例、その他工事に関連する法規、法令を遵守し、行政指導に従うものとする。
2. 乙は兵庫県、芦屋市の定める公害、迷惑等に関する法令を遵守し、行政の指導、甲および甲の住民からの苦情に対し、速やかに対処解決する。

### 第4条 作業の進め方について

乙は、本工事の施行にあたり、安全を図るため、次の条件によって作業を行う。

1. 工事現場には、仮囲い・養生シート・金網、消火器を設け、安全対策を講じる。
2. 工事中の騒音・振動及び粉塵等については、建設工事期間中に計測を行い記録に残し、関係官庁の指導や騒音規制法を遵守し、可能な限り適切な工法を採用し、細心の注意を払う。
3. 本工事での使用機器については、極力騒音・振動の少ない機器を採用し、騒音・振動が想定される場合は、防音シートの設置など、騒音・振動を最小限にする具体的な対策案を甲に書面で提示する。
4. 建設予定敷地への除草剤・殺虫剤の使用は極力控える。止むを得ず使用する場合は、使用する目的・日時・場所・薬剤名・薬剤のSDS(安全データシート)の提示・薬剤拡散を防止するための具体的な対策案を甲に書面にて通知し承諾を得る。

### 第5条 工事車両について

乙は工事車両の運行について十分な注意をし、次の措置を講じる。

1. 解体物・土砂搬出及び工事車両の通行時間は8時30分より17時までとする。
2. 安全運転を厳守し、地域の安全確保と振動防止に努める。
3. 工事車両の出入りにあたっては、通勤時間帯である8時30分から9時、および児童の下校時間である14時30分から17時までは専属の交通誘導員を必ず配置する。その他の時間帯は必要に応じて交通誘導員を配置し、歩行者及び一般車両の通行を最優先させ、第三者の安全確保に努める。
4. 工事現場周辺道路上には、工事関係車両は路上駐車させない。
5. コンクリートミキサー車は、別の場所に待機させ、工事現場付近の交通に支障がないように努める。
6. 建設資材の搬入、コンクリートミキサー車、ポンプ車の配置は、原則敷地内とし、やむを得ない事情による場合は道路使用許可の範囲内とする。
7. 工事現場内において、作業を伴わず駐停車する工事関係車両はエンジンを停止する。

### 第6条 作業員の規律・風紀について

本工事に関する作業員の規律・風紀については、乙は指導の徹底をはかり迷惑を及ぼさないよう次の措置を講じる。また、乙は工事関係者の言動に責任を負うこととする。

1. 作業員の休息所や喫煙所を工事現場内に定め、ごみ、空き缶、吸い殻などの管理を徹底して行う。

2. 工事現場内にトイレや手洗いなどの設備を設け、同敷地内および周辺の衛生環境に注意し、甲および住民に迷惑をかけない。
3. 工事現場内での飲酒、大声での会話や大音量でのラジオ、オーディオの使用を禁止する。
4. 工事現場内に作業員宿泊施設を設置せず、夜間や作業日休日は工事現場を閉鎖し、工事管理者以外は立ち入らないこととする。
5. 第8条に規定する工事責任者は、甲および甲の住民の苦情に対し速やかに誠意をもって対処し、解決する。

#### 第7条 周辺道路の汚損防止について

乙は、工事車両による土砂等で周辺道路を汚損しないように努め、随時周辺巡回し、汚損した時は速やかに清掃または、補修を行う。粉塵が発生する工事は、散水や防塵シートなどの対策をあらかじめ講じる。

#### 第8条 工事責任者について

乙は、本工事着手後、速やかに工事責任者を任命する。また、甲および甲の住民との苦情・連絡事項の窓口として下記の連絡先を通知する。

連絡先会社名：XXXXXXXXXXXXXXXXXX

担当者：XXXXXXXX (TEL XXX-XXXX-XXXX)

#### 第9条 近隣家屋の保全について

乙は、本工事の施工により近隣家屋等に被害が発生しないよう十分注意する。乙は、本工事の施工により被害の恐れのある近隣家屋については、事前に甲と協議し甲の同意を得て、所有者立会いの上、内外部の写真撮影等で現状の確認及び記録を行う。

#### 第10条 騒音・振動・粉塵等の対策について

乙は、本工事に起因して騒音・振動・粉塵、その他の問題が発生した場合には、乙の負担で対策を行う。

#### 第11条 電波障害等の対策について

乙は、本工事建物に起因して電波障害、その他の障害が発生した場合には、乙の負担で対策を行う。

#### 第12条 防犯対策について

乙は、工事時間外の防犯対策として、次の措置を講じる。

1. 工事現場を厳重に施錠する。
2. 火災予防のため工事現場内には燃えやすいものを放置しない。

### 第13条 対人事故賠償責任について

乙は、本工事に際し安全を最優先させるが、万一、甲の住民に係る人身事故が生じた場合には、速やかに甲に報告し、それに要する治療費、入院費、補償費等について被害者の方と誠意をもって協議の上、速やかに賠償を行い、被害者の回復に向けて解決する。

### 第14条 対物事故賠償責任について

乙は、本工事に起因して、甲の住民に係る建物および財産に対して被害を与えた場合には、速やかに甲に報告し、第三者による現地立ち合いを行い、責任の所在と損害の範囲を明確にする。乙は甲及び被害者の方と誠意をもって協議の上、速やかに損害の修復または賠償を行い解決する。

### 第15条 その他、損害賠償責任について

乙は、本工事に起因して、将来、甲の住民に係る生命、身体又は財産に対する損害が生じた場合、甲及び当事者の方と誠意をもって協議の上、速やかに被害回復および損害の修復または賠償を行い解決する。

### 第16条 紛争の解決について

乙が本工事協定の事項に違反した場合、甲は乙に書面で通知し、紛争解決のための協議会を開催する。乙は、上記協議会における紛争の協議が解決するまで、本工事を中断し、工事現場を閉鎖する。乙は甲に対して、その間の損害賠償の請求は行わず、甲はそれを認めない。

### 第17条 存続について

第11条(電波障害等の対策について)、第15条(その他、損害賠償責任について)、及び本条(存続について)の規定は、本工事協定の解除または工事完了による終了後も存続するものとする。

### 第18条 その他

本工事協定書に定めのない事項や疑義が生じた場合には、甲、乙、両者が誠意をもって協議し、解決にあたる。

以上、本協定の成立を証するために、甲、乙、各一通に署名押印し保有するものとする。

年 月 日

甲 住所：芦屋市山手町22-14

氏名：山手町町内会

会長 川越 敏章

乙